

令和7年度グリーンストック事業庭木提供者募集要項

1 グリーンストック事業

市民の皆様から提供された庭木を希望する方に無料で斡旋し、庭木を有効利用することにより都市緑化の推進を図る事業です。

2 庭木提供者・庭木の対象

- (1) 市内に居住する方で、造園業・植木販売業等に従事している方を除きます。
- (2) 植栽地が市内であれば居住地（住所）と異なる場合でも受付けます。
- (3) 提供を申込む庭木の樹種及び本数は問いませんが、樹高 2メートル以内（厳守）で、人力で運搬ができる庭木とします。ただし、次の庭木は対象外となります。
 - ア 水戸市の記念樹（梅、紫陽花）
 - イ 鉢植えのもの
 - ウ 樹高が 2m以上のもの（高さに合わせて切断したものを含む）
 - エ 移植に適さないもの（生育しない沈丁花など）
 - オ 根巻ができないもの（庭石や生垣、ブロック塀、地下埋設物などの近くに植えているもの）
 - カ 樹形不良なもの（片側の枝や葉が欠けているもの）

3 費用

提供に要する費用は無償とします。

4 申込み方法

- (1) 令和7年7月15日（火）から受付しますので、電話にて公園協会までお申込みください。
○申込（問合せ）先 **一般財団法人水戸市公園協会** **TEL 244-2895**
〒310-0851 水戸市千波町 508 番地の 59
○申込内容 氏名、住所、昼間連絡できる電話番号、庭木名・樹高・本数・花色、植栽地が住所と異なる場合は植栽地の住所
- (2) 受付は、平日の午前9時から午後5時までです。土曜日・日曜日・祝日は休みです。
- (3) この事業の予算に達する見込みがあるときは、受付を終了する場合や受付をしても次項の事前調査に訪問できない場合があります。

5 事前調査と引受け庭木の決定

- (1) 提供申込者と日程調整のうえ、公園協会職員と造園業者が訪問し、庭木の植栽状況（樹勢、根巻の可否）等を確認して、提供を受けられるか否かの事前調査を行います。植栽状況により樹高2メートル以内でも引受けできない場合があります。
- (2) 調査により提供庭木が決定したときは、庭木提供申出書（調査日に公園協会職員が持参する。）に署名をいただきます。

6 庭木の掘取り

提供いただく庭木は、後日公園協会の仮植場に移植しますので、提供者は剪定や掘起こしなどの手を加えないこととします。移植は、造園会社から改めて連絡し、日程調整のうえ行います。掘取り後は、埋め戻します。

7 その他

- (1) 受付から事前調査訪問まで日数を要するため、急ぎの求めには応じられません。
- (2) 庭木提供申出書提出後の提供辞退はお断りします。
- (3) 移植日前に提供者が掘起こした庭木は、お引き受けできません。
- (4) 提供された庭木を公園等に植樹するものではありません。